(二)　Ⅱ型　次に掲げるもの

イ　耐火建築物にあっては、地階を除く階数が四以下であり、かつ、延べ面積が千五百平方メートル以下のもの

ロ　耐火建築物以外のものにあっては、地階を除く階数が二以下であり、かつ、延べ面積が千平方メートル以下のもの

二　前号に掲げるもののほか、平成十六年消防庁告示第十三号（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）の規定によりパッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十三条第三項各号に掲げる部分

第六第一号中「放出」を「放射」に改め、同第三号中「掲げる消火薬剤の種類」に、「Ⅰ型又はⅡ型の放射率」を「区分に応じた率以上の率」に改め、同号の表中「種別」を「種類」に改め、「以上」を削り、同表備考を削り、同第四号中「重量」を「質量」に改める。

第七を次のように改める。

第七　消火薬剤の種類及び貯蔵量

パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤の種類及び貯蔵量は、次の各号に定めるところによる。

一　消火薬剤の種類は、第八第一号に定める強化液、第八第二号に定める第一種機械泡若しくは第二種機械泡又は第八第三号に定める第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水若しくは第三種浸潤剤等入り水とすること。

二　消火薬剤の貯蔵量は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分に応じた量以上の量とすること。

消火薬剤の種類	消火薬剤の貯蔵量（リットル）	
	Ⅰ型	Ⅱ型
強化液	二百	六十
第一種機械泡	二百	
第二種機械泡	百二十	
第一種浸潤剤等入り水	二百	
第二種浸潤剤等入り水	百二十	
第三種浸潤剤等入り水	八十	

第八中「次に」を「次の各号に」に改め、同第一号から第四号までを次のように改める。

一　強化液は、アルカリ金属塩類を含有する水溶性の消火薬剤で、次に適合するものとすること。

(一)　著しい毒性又は腐食性を有しないものであって、かつ、著しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものであること。

(二)　結晶の析出、溶液の分離、浮遊物又は沈殿物の発生その他の異常を生じないものであること。

(三)　浸潤剤等を混和し、又は添加する場合にあっては、消火薬剤の性状又は性能に悪影響を与えない浸潤剤等を使用すること。

(四)　腐敗、変質等のおそれのないものであること。

(五)　アルカリ性反応を呈すること。

(六)　凝固点が零下二十度以下であること。

(七)　第四号の試験に適合すること。

二　第一種機械泡及び第二種機械泡は、化学反応によらず消火効果を有する泡を生成する水溶性の消火薬剤で、前号(一)から(四)まで及び(七)に定めるもののほか、次に適合するものとすること。

(一)　放射される泡は、耐火性を持続することができるものであること。

(二)　水溶液又は液状若しくは粉末状のものであること。この場合において、液状又は粉末状の消火薬剤にあっては、水に溶けやすいものであること。

(三)　温度二十度の消火薬剤を充填した発泡用消火器を作動させた場合において放射される泡の容量が消火薬剤の容量の五倍以上であり、かつ、発泡前の水溶液の容量の二十五パーセントの水溶液が泡から還元するために要する時間が一分以上であること。

(四)　凝固点は、使用温度の下限値未満であること。

三　第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水及び第三種浸潤剤等入り水は、浸潤剤等を含有する水溶性の消火薬剤で、第一号(一)から(四)まで及び(七)並びに前号(四)の規定に適合するものとすること。

四　消火薬剤の性能に関する試験は、(一)から(七)までに定めるところにより、その判定は(八)の規定により行うこと。

(一)　消火薬剤の量、試験用消火器の容量及び消火薬剤の放射時間は、次の表の第一欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる量、同表の第三欄に掲げる容量及び同表の第四欄に掲げる時間とすること。

消火薬剤の種類	消火薬剤の量（リットル）	試験用消火器の容量（リットル）	消火薬剤の放射時間（秒）
強化液	五・〇	六・〇～七・五	四十
第一種機械泡	五・〇	六・〇～七・五	四十
第二種機械泡	三・〇	三・六～四・五	三十五
第一種浸潤剤等入り水	五・〇	六・〇～七・五	四十
第二種浸潤剤等入り水	三・〇	三・六～四・五	三十五
第三種浸潤剤等入り水	二・〇	二・四～三・〇	三十

(二)　別図に示す模型を用いること。

(三)　試験用消火器は、試験を行う消火薬剤を充填した棒状ノズルの蓄圧式消火器を使用すること。

(四)　燃焼なべに、三・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ点火すること。

(五)　点火してから三分後に、試験用消火器から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。

(六)　無風の状態（風速〇・五メートル毎秒以下の状態をいう。）において行うこと。

(七)　温度二十度の状態において行うこと。

(八)　消火薬剤の放射が終了した時に炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。

第八第五号中「しなければならない」を「すること」に改め、同第六号中「(一)から(八)まで」を「次」に、「しなければならない」を「すること」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第三号

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十六年総務省令第九十二号）第二条第二項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第十三号（必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十九日

消防庁長官　佐々木敦朗